

原野商法の二次被害にご注意

【事例①】

30年前に買った山林を売りたい。多くの業者から「売ってあげる」と電話があるが信用できるか。

【事例②】

「あなたの土地を買いたがっている人がいるので測量してあげる」と電話があった。契約をして料金も払ったが、業者と連絡がとれなくなった。

【事例③】

「他県にあるあなたの土地を買い取りたい」と業者が訪問してきた。「リゾート施設利用権の100万円を払ってくれば、高値で土地を買い取る」と言われ契約をしたが、不審なので解約したい。

【解説】

過去に、ほぼ価値のない土地や山林を購入させられた“原野商法”とよばれる被害が続出しました。その被害を受けた消費者の、「売りたいが買い手がつかない」という心理につけ込む悪質商法が後を絶ちません。

「必ず売れる」「買い取る」などという勧誘で、測量費や管理費、リゾート施設利用権など、別の契約をさせる“原野商法の二次被害”に注意が必要です。原野商法で購入した土地や山林は簡単には売ることができません。

訪問販売や電話勧誘の場合は、契約書面を受け取ってから8日以内であれば、クーリング・オフ（無条件解約）ができます。

おかしいと思ったら、お金を払う前に、すぐに消費生活センターへ相談してください。

高齢者を狙う投資詐欺にご注意

【事例①】

母が、知人に紹介された投資会社からオーストラリアの会社に投資し、その後、投資会社と連絡が取れなくなった。これまでも未公開株などに投資をして多額の被害を受けている。

【事例②】

以前、訪問販売でコンテナ事業に投資した。事業によって得られる利益を配分するので、銀行預金よりもずっと利率がよいと勧められ100万円投資した。その後、業者から、業績が悪化したので配当も返金もできないと言われた。しばらくして全く知らない人から「そのお金を取り戻すために弁護士が動き出したので参加しないか」と電話があった。信用できるか。

【解説】

投資をめぐるトラブルが後を絶ちません。投資経験のない高齢者が突然の訪問や電話で勧誘され、ハイリスクで複雑なファンドを契約させられる事例が多発しています。さらに、ファンドへ出資して損をした人が「お金を取り戻してあげる」ともちかけられ、再度お金をだまし取られる二次被害も起こっています。これらは被害回復が難しいケースが多いので気をつけましょう。

巧妙な手口の劇場型勧誘（※）も多発しています。おかしいと思ったら、お金を払う前に家族や消費生活センターに相談しましょう。

※劇場型勧誘とは、複数の業者が役回りを分担して、消費者があたかも得をするかのように信じ込ませて、実態不明の金融商品などを買わせる手口です。

屋根工事&インターネット通販トラブル発生中！

【事例①】

業者から「雨どいの掃除を3,000円です」と電話勧誘を受け、来てもらった。業者が掃除をした後「屋根瓦を修理したほうが良い」と言われ、屋根工事の契約をしたが高額なので解約したい。

【解説①】

電話勧誘は消費者が不意をつかれるという特性があります。そのため法律では、勧誘に先立ち事業者名や勧誘目的を告げるよう義務づけています。しかし、この事例では屋根工事の販売は告げられていません。安易に返事をせず、契約は慎重にしましょう。電話勧誘、訪問販売で契約した場合、契約金額が3,000円以上であれば、契約書面を受け取ってから8日間はクーリング・オフ（無条件解約）ができます。詳しくは消費生活センターにお問合せください。

【事例②】

インターネットのショッピングサイトでブランドバッグを注文して代金を振り込んだが、商品が届かない。

【解説②】

インターネット通販では「注文と違う商品や偽物が届いた」「商品が届かない」などのトラブルが後を絶ちません。トラブルを避けるために、事業者の電話番号や住所が記載されているかを確認し、購入・返品条件、支払方法などの規約をよく読みましょう。

なかなか減らない新聞の契約トラブル

【事例①】

3年前に契約した新聞が来月から入る。母が施設へ入所するので「解約したい」と言うと、もらった景品の代金を請求された。

【事例②】

高齢で視力が弱くなり、新聞が読みづらくなった。販売店に解約を伝えると「あと5年の契約期間が残っている。解約するなら解約料が必要だ」と言われた。

【事例③】

85歳の父が「3万円の商品券をあげる」と言われてサインすると、7年間の新聞契約だった。

【解説】

新聞契約の景品代金や解約料に関するトラブルが後を絶ちません。

訪問販売で契約した場合、契約書を受け取ってから8日以内であればクーリング・オフ(無条件解約)ができます。しかし、クーリング・オフ期間が過ぎると販売店と解約の交渉をしなければなりません。

景品は業界基準でその金額の上限が決められています。高額な景品をつけて、高齢者に長期の契約をさせることも問題です。

生活や身体状況の変化など事情が変わることもあり、長期間や数年先からの契約はトラブルの元です。期間を定めない契約であれば、いつでも解約ができます。契約するのは“新聞”です。景品に惑わされず、契約は慎重にしましょう。

おかしいと思ったら消費生活センターに相談しましょう。

プリペイドカードの番号を伝える新手のワンクリック請求に注意

【事例】

スマートフォンでゲームのサイトを閲覧中、突然アダルトサイトの画面が表示され年齢認証ボタンを押してしまったところ「登録完了」と表示が出た。

画面上に「誤操作の方の退会処理はこちら」とあったので、ボタンを押し、退会メールを送ると「メールでは退会処理はできないので電話をしてください」と返信がきた。電話をし、誤操作だと伝え、と、「すでに登録されているので12万円支払ってもらう。コンビニでプリペイド型電子ギフト券を購入し、ギフト券番号をファックスしてほしい」と言われた。指示通りにコンビニの端末で購入手続きをし、業者にギフト券番号をファックスした。

【解説】

年齢認証ボタンを押しただけで、登録が完了するわけではありません。契約は不成立または錯誤無効（勘違いで契約した）と主張できます。しかし、連絡すると個人情報教えてしまうことになります。「誤操作・誤作動の方の退会」などの表示が出ても慌てて業者に連絡しないでください。

サーバー型プリペイドカードは、発行会社の管理するサーバーにその価値が記録されているので、カードそのものが手元になくても、カードに記載された番号をインターネット上で入力し、使用することができます。そのため、サーバー型プリペイドカードに記載された番号を相手に伝え、購入した価値を全て渡したことになります。

業者は電話、ファックス、メールなど、さまざまな方法で番号を教えるよう指示してきます。番号を教えた場合でも、プリペイドカード会社によっては助言を得られることがあります。しかし、業者は番号を取得するとすぐに使用し、トラブル発生後には連絡が取れなくなることも多いため、消費者が気づいたときには価値が残っていないことがほとんどです。

覚えのない請求などには、簡単に返信したり、連絡したりしないようにしましょう。

消費生活センターを騙る電話に注意！

【事例①】

消費生活センターの職員を名乗る人から「あなたの名前が悪質業者に登録されているので、削除してあげます」と電話があり、生年月日や家族構成を教えた。

【事例②】

独居の父親に「亡くなった奥様の情報が漏れている。削除してあげます」という電話が消費生活センターからあった。

【解説】

最近、事例①や事例②のように消費生活センターを騙った不審な電話があったという相談が増えています。

消費生活センターは、相談を受けたことのない方へ電話をすることはありません。このような電話があったときは悪質業者が個人情報入手のための電話だと疑ってください。また、流出した個人情報は削除できませんので、不審な電話には安易に答えず、すぐに消費生活センターへ相談してください。

劇場型勧誘の電話にご注意！

【事例①】

突然A社から「外国の通貨を買いませんか」と電話がありパンフレットが送られてきた。その後、B社から「パンフレットを送られてきた人だけが購入できる外国の通貨を代わりに購入して欲しい。購入してくれたら高く買い取ります」と電話があった。その後、C社から「もっと高く買い取る」と電話がかかってきた。不審だ。

【事例②】

「パンフレットが送られてきた人だけが某会社の社債を購入できる」と電話があり、断っていると「あなたの代わりに社債を購入するので確認の電話があれば返事をしてほしい」と言われ、適当に返事をした。その後、業者から「代わりに購入したことがわかり、名義を貸したあなたに責任があるので訴訟する」と言われた。どうしたらよいか。

【解説】

最近、事例のように複数の業者が役回りを分担して消費者をだまそうとする「劇場型勧誘（買え買え詐欺）」に関する相談が、高齢者を中心に増えています。

業者から販売に関するパンフレットが消費者に送られ、その前後に別の業者を名乗る電話があり、「買えるのはパンフレットが送られた人だけ」「名義を貸してほしい」「代わりに買ってほしい」などと持ちかけられるのが典型的な手口です。

消費者が名義貸しを承諾すると、その後「名義を貸した行為が違法になる」「違法行為を免れるため」などという理由でお金を請求されます。不審な電話には安易に答えず、すぐに消費生活センターへ相談してください。

新聞の契約トラブル～長期契約や先付け契約は慎重に～

【事例①】

2年前に契約した新聞が来月から入ると連絡があったが、他の新聞購読期間と重なるため解約を申し出ると「解約料を支払うように」と言われた。

【事例②】

高齢の母が5年間の新聞契約をして掃除機をもらった。母は近々施設に入所するので解約を申し出ると「掃除機代を返せ」と言われた。

【事例③】

高齢で視力が落ち、新聞が読めなくなったので解約を申し出ると「あと7年契約が残っている」と言われた。

【解説】

訪問販売で契約した場合は、契約書を受け取ってから8日以内であればクーリング・オフ（無条件解約）ができますが、8日間が過ぎると消費者側から無条件で解約することは難しく、販売店と交渉することになります。その際、契約時に受け取った景品代金の精算や解約料を請求されトラブルとなる事例が後を絶ちません。また、数年先から始まる先付け契約は、契約したこと自体を忘れがちです。

長期間の契約や先付け契約は、将来的な身体状況・生活事情を考えずに契約をしてしまい、状況の変化により契約を継続できない危険があります。期間を定めない契約にしていれば、いつでも解約ができます。高額な景品に惑わされず、契約は慎重にしましょう。

おかしいなと思ったときは消費生活センターへ相談してください。

覚えがなければ払わないで！～架空請求トラブル～

【事例①】

スマホに「民事訴訟裁判通知。サイトに登録後、無料期間内に退会しておらず、利用料が発生している」というメールが届いたが、全く覚えがない。

【事例②】

突然「レンタルビデオ代が未払いだ。身に覚えのない方は2番を押すように」という自動音声の電話があった。2番を押し、「契約しておらず支払いを拒否する」と伝え、高圧的に「訴訟にする」と言われた。

【解説】

架空請求の相談が再び増えています。

内容は「総合情報サイト登録料」「デジタルコンテンツ利用料」「有料サイト利用料金」などさまざまで、商品を特定しない場合もあります。

「回収員が自宅に出向く」「勤務先を調査」「給料の差押え」「強制執行」など脅迫的な言葉で不安をあおり、過去に使った別事業者の請求と勘違いさせ、振り込ませるという、消費者の心理状態につけこむ手口です。

請求に覚えがない場合や、内容に不明な点や不安がある場合には相手に連絡をとらず、料金を支払う前に消費生活センターに相談してください。

貴金属の訪問買い取りにご注意！

【事例①】

高齢の母に「着物など不要なものはありませんか」と電話があり、業者に来てもらった。着物の査定後に「貴金属はないか」としつこく言われ、売るつもりがなかった指輪やネックレスなどを強引に買い取られた。

【事例②】

不要なものを買取ると電話があり、明日来てもらうことにした。家族に反対されたので断りたいが、電話がつながらない。

【解説】

事例①のように、訪問した業者が、貴金属などを買い取った場合や、買い取って欲しいと思ったもの以外のものを買取られた場合は、契約書面を受け取ってから8日以内であればクーリング・オフ（無条件解約）ができます。またクーリング・オフの期間であれば、消費者が売却品の引渡しを拒否することもできます。手放してから後悔しないためにも、買取金額や条件を含めじっくり検討しましょう。

事例②のように電話がつながらず、いきなり業者の訪問を受けても、買い取ってもらうつもりがないのであれば、家に入れずに毅然と断りましょう。買い取りが必要かどうかをよく考え、話を聞くときは家族などに同席してもらうなど、一人で対応するのは避けましょう。また契約する場合は、業者の所在地や電話番号をきちんと確認しましょう。

なお、訪問買い取りにおけるクーリング・オフの規定が適用されない例外の商品（※）もありますので、注意してください。

※自動車（2輪を除く）、家電（携行が容易なものを除く）、家具、書籍、有価証券、CDやDVD、ゲームソフト類